

くさそてつ（ごみ）の出荷制限解除について （加美町）

平成27年5月25日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により、平成24年5月2日付けで出荷制限が指示されていた加美町で産出される「くさそてつ（ごみ）」について、出荷制限が解除されましたので、お知らせします。

記

1 出荷制限解除の対象

加美町で産出された「くさそてつ（ごみ）」

2 解除後の出荷管理及び検査等

- （1）加美町内の発生状況を確認し、3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認したうえで出荷する。
- （2）出荷期間中は週1検体の定期検査を実施する。
- （3）過去の検査で50ベクレル/kgを超えた採取地に加え、過去に検査を行っていない採取地から出荷する場合は検査を行い、基準値以下であることを確認する。
- （4）県は加美町と連携し、加美町で「くさそてつ（ごみ）」を採取し、販売を目的とする出荷を行う者について、採取地、出荷先等を記録した採取・出荷者管理台帳を整備し、出荷管理を徹底する。
- （5）県と加美町は、販売施設等に対し、「くさそてつ（ごみ）」の入荷の際は台帳登録者の出荷物であるか確認するとともに、入荷したものが台帳登録者以外の出荷物であることが判明した場合は、加美町に報告するよう依頼する。また、定期的な巡回を行い、適切な出荷管理が実施されているか確認する。

<参考>

「くさそてつ（ごみ）」の出荷制限の状況

大崎市，栗原市，気仙沼市

「くさそてつ（ごみ）」の出荷制限解除の状況

今回が県内初の解除